

令和2年6月10日 招集  
北九州市西部農業委員会 第37回総会議事録

1 会議の日時

令和2年6月10日 14時19分から  
令和2年6月10日 14時38分まで

2 会議の場所

折尾出張所 2階会議室

3 会議の出席委員（19名）

◆農業委員（13名）

3番	大庭 喜重	4番	久野 善隆	6番	木原 幹雄	8番	山田 泉
9番	田中 義一	11番	久保田 晴彦	12番	福田 甚裕	13番	梅崎 正和
14番	深町 秀	15番	松尾 喜平次	16番	松岡 勝信	18番	栗山 重隆
19番	吉武 淳一						

◆農地利用最適化推進委員（6名）

2番	浦邊 愛二	5番	平山 吉昭	10番	秋山 誠	17番	安田 和彦
20番	松浦 正伸	21番	宮野 誠司				

4 会議の欠席委員（3名）

◆農業委員（1名）

1番 倉成 保彦

◆農地利用最適化推進委員（2名）

7番 小田 建治 22番 本田 春夫

5 会議の出席職員

事務局長	橋本 浩司	次 長	篠田 秀彦	農地担当係長	吉田 修
主査	小山田 裕和	主 任	松本 敦		

6 会議の議案

(1) 農地法関係

議案第104号	農地法第3条の規定による許可申請について
報告第142号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第143号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第144号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
報告第145号	非農地証明願について

(2) 一般議案関係

議案第105号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
議案第106号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

(3) その他

7 議事 会長（久野 善隆）が議長となり開会を宣言 14時19分

事務局長	<p>それでは定刻前ではございますが、ただ今より、第37回総会を開始させていただきます。会議の進行につきましては、久野会長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>皆さん、こんにちは。毎日、朝テレビをつけるとコロナウイルス関連の話題だらけで、大変なことになっております。今日の総会も勿論ですが、県の方では、5月の理事会から常設審議委員会も含めて、全て書面決議という事になっており、色々な農業関係の会議等が書面決議や中止もしくは延期となっております。農協の総代会についても、今までは私たちは来賓として呼ばれていたのですが、今年は来賓無しということでお知らせが届いておりました。当初は、自動車産業や観光業だけかなとも思っていたのですが、今回のコロナウイルスの流行の影響で日本の経済関係全てが停滞しております。</p> <p>我々農業の分野でも、外国人材の雇用を活用されているところが沢山あるのですが、それが全てストップしているような状況です。その代わりに、旅館の方とかが仕事が無くて農業関係に従事してもらっているなど、いいような悪いような話になっております。</p> <p>今後、我々も田植え等の農繁期に入ってきますが、皆様方くれぐれも身体を大事にしてください。農作業しているときは、マスクはしないでいいと思います。</p> <p>我々の任期も余すところ、来月7月の総会が最後となります。我々の任期の間に、人・農地プランの見本となるものをまとめて作りたいと思っていて、農政事務所の係長、事務局の前の次長と進めていたのですが、4回予定しておりました地域の集落での会合が、1月に1回開催した集会在最初で最後になっております。アンケート調査も実施したのですが、これは次期の農業委員・農地利用最適化推進委員の体制で再度やり直して、取りまとめたいと考えております。アンケート調査だけは、地元の耕作者、地権者に対して終わったのですが、きちんとした</p>

	<p>形にはなっておりませんので、そういう形でやり直したいと考えております。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今より第37回総会を開催します。着席をもって議事進行に当たらせていただきます。</p> <p>まず、出席委員の確認をします。本日の出席委員は19名でございます。欠席委員は、1番の倉成委員、7番の小田委員、22番の本田委員の3名です。過半数の出席がありますので会議を始めます。今回の署名委員は、13番の梅崎委員と14番の深町委員にお願いします。</p> <p>本日の総会は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、会議時間を極力、短縮して行いたいと考えております。報告事項は「簡略化」し、前回同様に事務局の読み上げは省略いたします。なお、今回から議案については、事務局の読み上げは省略し、個別に審議することとします。</p>
議 長	<p>では、はじめに1頁の議案第104号の農地法第3条の規定による許可申請について、本議案は委員会許可事案3件です。この件について、第1調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を報告願います。</p>
調査長	<p>議案第104号の3条許可についてご報告いたします。議案第104号の1～3については、調査書ではご覧の通り要件を満たしております。申請地は、隣地の耕作者が購入し、譲受人が季節野菜等の栽培を行う計画であり、特に問題なく、売買については許可相当であるという結論でございました。以上、ご報告いたします。</p>

議 長	ありがとうございます。それでは、ご審議をお願いします。
議 長	ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議無しということで、「議案第104号農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり了承することに決定いたします。
議 長	以上をもちまして、本日の議案審議は終わります。その他で皆さん何かございませんか。無ければこれで農地法関係の議案審議を終わります。
議 長	それでは、続いて一般議案等に移ります。今回の一般議案は、議案2件でございます。それでは、議案第105号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、議案第106号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」の2件をまとめて、事務局からの説明をお願いします。
次 長	それではご説明いたします。お手元の資料2頁目からとなります。  「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と「達成に向けた活動計画」については、農水省の通知に基づき、毎年この時期に行っているものです。例年、6

月の総会での審議を経まして、後に6月末までにそれぞれ福岡県を通じて国に報告し、市のホームページにおいても公表することとなっています。今回につきましては、7月以降に東西の農業委員会の統合が控えておりますので、計画については、東西統合した形で作成いたしております。

それでは、2頁から説明に入りたいと思います。項目といたしましては、「農業委員会の状況」として、農業の概要、農業委員会の現在の体制について記述しています。

1頁めくっていただきまして、3頁目でございます。2番目として「担い手への農地の利用集積・集約化」についてですけれども、集積目標面積を295ヘクタールとしておりました。その結果として、達成率は97.29%となっております。

続きまして、4頁です。「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。こちらにつきましては、参入目標を2経営体、参入目標面積1.0ヘクタールとしておりましたけれども、達成状況につきましては1経営体の50%で、面積につきましては、90%となっております。

続きまして、5頁に移ります。「遊休農地に関する措置に関する評価」です。こちらは、解消目標面積を3.4ヘクタールとしておりましたが、農地の利用状況調査、利用意向調査を実施いたしました。その結果として、達成率につきましては23.5%となっております。

続きまして6頁でございます。「違反転用への適正な対応」でございます。こちらにつきましては、農地パトロールを積極的に実施したことなどの結果、違反転用

の事例はありませんでした。

7 頁目以降につきましては、説明は省略させていただきます。

続きまして、議案第 106 号、11 頁目以降になりますが、令和 2 年度の活動計画について概要を説明いたします。冒頭で申し上げましたように、県への報告につきましては、東西合わせた形で行う事になっておりますので、11 頁右肩にありますとおり、東西統合版という形を取らせていただいております。ただし本日につきましては、西部分につきましてはご説明したいと思っておりますので、資料の 14 頁をお開き下さい。農業委員会の状況ということで、4 月 1 日現在の農家・農地等の概要について記載しております。続きまして 15 頁です。「担い手への農地の利用集積・集約化」です。目標として集積面積等を記載しております。こちらにつきましては、集積面積が 294.7 ヘクタール、この中で、新規の集積面積を 5.8 ヘクタールとしております。この算出根拠につきましては、過去 4 年間の実績の平均から導いております。

その下の 3 番目ですが、「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」ということで、過去 3 年間の実績を参考に、1 経営体、参入目標面積は、0.5 ヘクタールとしております。

続きまして、16 頁でございます。「遊休農地に関する措置に関する評価」遊休農地の解消面積を 0.6 ヘクタールとし、農地の利用状況調査、利用意向調査を実施することとしています。

最後に 16 頁の下段の「違反転用への適正な対応」でございます。農地法等によ

	<p>りその権限に属する事務に関する点検結果について記述しています。こちらにつきましましては、引き続き、農地パトロールを積極的に実施することにより、この状態を維持することを目標としています。</p> <p>駆け足でございましたが、説明は以上でございます。</p>
事務局長	<p>ご説明させていただきました2件のうち、議案第106号の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画案につきましましては、本来7月に発足いたします新しい農業委員会で審議し、決定していただくものですが、先程次長からも説明させていただきました通り、法律上6月末日までに公表することが定められておりますので、今回の6月の総会に諮らせていただいた次第でございます。従いまして、本案件につきましましては、新体制発足後の農業委員会に議案として諮らせていただき、ご承認をいただく所存でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。この件について皆様から何かご質問はありませんか。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議無し)</p>
議長	<p>それでは、議案第105号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、議案第106号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活</p>

	<p>動計画について」は承認することに決定し、公表することといたします。</p>
議長	<p>以上で、一般議案は終わりです。</p>
議長	<p>その他の連絡事項に入ります。事務局から連絡事項はありますか。</p>
事務局長	<p>それでは1件だけお知らせさせていただきたいと思います。お手元に1枚配らせていただいております、左上に「農業関係者の皆様へ」と表示されたA4版の両面刷りのチラシでございます。</p> <p>ご存知の通り、現在北九州市は新型コロナウイルスの第二波に襲われていると言われております。こうした状況が続けば、各委員さんを含め近隣の農家さんが罹患しないとも限りません。お配りしておりますチラシは、農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインに基づき、農水省が作成したものでございます。予防法や患者、濃厚接触者への対応、生産施設等の消毒方法。業務の継続に向けた準備方法等が記載されております。</p> <p>地域の皆様からの相談や、万が一地域で感染者が出た場合の対応について、是非ご参考にしていただきたいと思います。各種報道では、このような状態は数年続くとも言われておりますので、農業委員・推進委員としての地元対応を引き続きよろしく願いいたします。</p> <p>私からは、以上でございます。</p>

議 長	チラシには色々書いていますが、何れにしても、皆さん体には気を付けていただきたいと思います。
議 長	それでは、これで第37回総会を終了いたします。お忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。